

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠ このような改造は、**不正改造**です。

① 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器
及び回転灯等の取付け



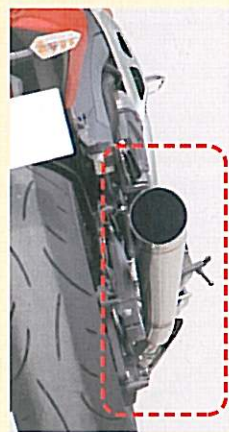
② 運転者席・助手席の窓ガラスへの
着色フィルム等の貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



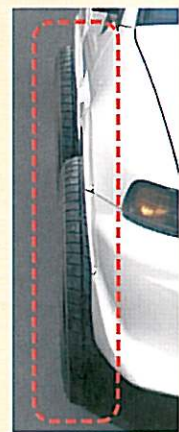
③ 基準外ウイングの取付け



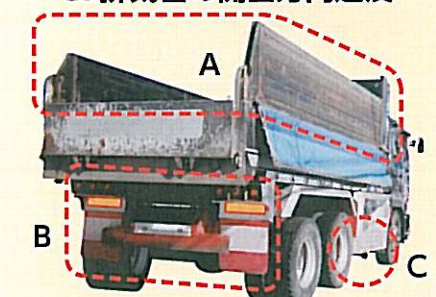
④ 基準不適合
マフラーの
装着/
消音器の
取り外し



⑤ タイヤ及び
ホイールの車体
(フェンダー)外
へのはみ出し



⑥ A. 荷台さし枠の取付け・燃料
タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 排気管の開口方向違反



⑦ 前面ガラス等への
装飾板の装着



⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)
の解除・取外し



⑨ ディーゼル自動車が排出する
黒煙



このような不正改造車を見かけたら、ナンバープレート、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

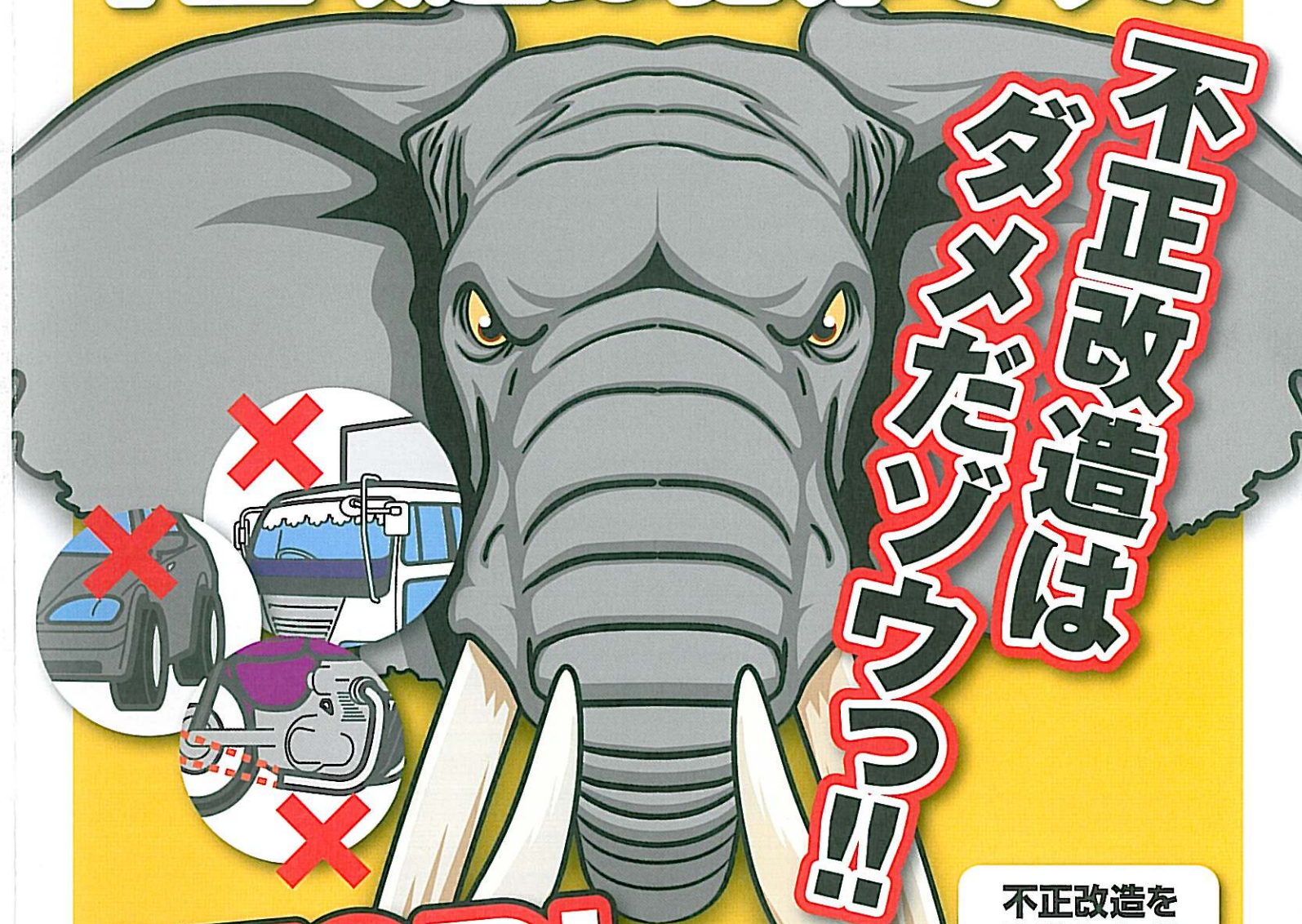
不正改造車
110番

北海道運輸局 011-290-2752 中部運輸局 052-952-8042 九州運輸局 092-472-2537
東北運輸局 022-791-7534 近畿運輸局 06-6949-6453 沖縄総合事務局 098-866-1837
北陸信越運輸局 025-285-9155 中国運輸局 082-228-9141
関東運輸局 045-211-7254 四国運輸局 087-835-6369

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02altered/call110.html> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



不正改造は犯罪です!!



不正改造は
ダメだゾウッ!!

STOP!
THE不正改造

不正改造車の
使用者

整備命令の
発令

不正改造を
実施した者

6カ月以下の
懲役又は
30万円以下の
罰金

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車講師会、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車模範協会、全国石油商組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウィンドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

www.tenken-seibi.com